

報告第9号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月23日

大田原市長 相 馬 憲 一

損害賠償の額の決定及び和解について

令和7年4月21日、大田原市雲岩寺251番、牧草地に公用車を乗り入れたことによる牧草の踏み倒し事故について、これによる損害賠償の額を下記のとおり決定し和解する。

記

- 1 損害賠償の額 45,000円
- 2 和解の内容
 - (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償金として45,000円を支払う。
 - (2) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前号に定める以外の請求はしない。
- 3 相手方の住所及び氏名
住所 大田原市〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇〇